

(公社) 東基連 三鷹労働基準協会支部会則

当支部の目的・事業・運営等については、定款及び支部規程に準ずるものであるが、細部事項について以下のとおり定める。

(支部会員総会の権限)

第1条 支部会員総会は、次の各号に掲げる事項を議決又は審議する。

- (1) 代議員の選出 (定款第11条第2項)
- (2) 支部役員の選任又は解任
- (3) 支部に係る事業計画・予算及び実施結果報告の承認
- (4) 支部長からの諮問があった場合の支部会則原案についての審議・答申
- (5) 当協会の活動等についての意見・提案のとりまとめ
- (6) その他

(招集、議長及び決議)

第2条 支部会員総会は、支部長が招集する。

- 2 支部会員総会の招集は、支部長の指示により支部事務局長が開催日の7日前までに、その会議の目的である事項、開催日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 3 支部会員総会の議長は、支部長がこれに当たる。
- 4 支部会員総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

(支部役員及び定数)

第3条 支部に次の役員を置く。

- (1) 幹事20名以上32名以内 (支部長、副支部長を含む)
- (2) 幹事のうち1名を支部長とする。
- (3) 幹事のうち5名以内を副支部長とする。
- (4) 幹事のうち2名を会計とする。
- (5) 幹事のうち2名を会計監査とする。
- (6) 幹事のうち1名を事務局長とする。

(支部役員の選任)

第4条 支部幹事は、定時支部会員総会において選出し、任期は2年後の定時支部会員総会の終結のときまでとする。

- 2 支部長、副支部長、会計及び会計監査は、支部幹事の互選により支部幹事会において選出し、その任期は2年後の定時支部会員総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部役員の職務)

第5条 支部長は、支部を代表し支部の会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が欠けたときは、支部長の指名した副支部長がその職務を代行する。
- 3 支部幹事は、支部幹事会を構成し次条第2項の議決及び審議に参画する。
- 4 支部会計は、支部予算の執行について管理する。
- 5 支部会計監査は、支部予算の執行について監査する。

(支部幹事会の構成及び権限)

第6条 支部に支部幹事全員をもって構成する支部幹事会を置く。

- 2 支部幹事会は、次の各号に掲げる事項を議決又は審議する。
 - (1) 支部長及び副支部長の選任及び解任
 - (2) 支部長及び副支部会長並びに支部幹事から提出された議題についての審議
 - (3) その他支部の運営に係る重要事項の審議
 - (4) 理事候補1名選任
- 3 団体である会員に所属する支部幹事が、やむを得ない事由で支部幹事会に出席できないときは、当該会員の組織に所属する者を指名して支部幹事会に代理出席させることができる。この場合において、代理出席者は当該支部幹事に代わり議決権を行使することができる。

(開催・招集・議長・決議)

第7条 支部幹事会は、毎年概ね4月の時期に通常支部幹事会を開催するほか、支部長の招集により随時開催する。

- 2 支部幹事会の議長は、支部長がこれに当たる。
- 3 定足数及び決議は、理事会に関する定款第31条第1項及び第2項の規定に準じる。

(議事録)

第8条 事務局長は、支部幹事会を開催した場合、議事の概要をまとめ支部長の確認を取り保管しなければならない。

(会 費)

第9条 支部会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(支部専門部会)

第10条 支部長は、支部に関する総務全般、安全・衛生等の専門分野の議題を検討・協議するため、支部長が委嘱する委員で構成される次の専門部会を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 安全衛生部会・健康づくり研究会
- 2 支部長は、専門部会長を選任（又は解任）し、各部会の議長その他の職に当たらせることができる。

- 3 支部長は、専門部会長から専門部会で審議された結果の提案、報告等の提出を受けたときは、その内容に応じて支部の活動に反映させ、支部幹事会又は支部会員総会で審議し、会長に進達するなどその趣旨を活用するよう努めなければならない。
- 4 その他専門部会に関する事項は別に定める。

(改廃)

第11条 この会則の改廃は、支部総会の決議による。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 支部への移行当初の支部長、副支部長、会計、会計監査及び支部幹事等の役員は、移行前の三鷹労働基準協会の会長、副会長、理事、会計、監事等の役員をもって充てることとし、その任期は、移行後の支部会員総会終結の時までとする。